

札幌市税条例の一部を改正する条例案

令和 8 年（2 0 2 6 年）9 月 2 4 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市税条例の一部を改正する条例

札幌市税条例（昭和 2 5 年条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
附 則 （市民税の法人税割の税率の特例） 第 5 条の 2 昭和 52 年 2 月 1 日から<u>令和 9 年 1 月 31 日</u>までの間に終了する各事業年度分の法人税割の税率は、第 28 条の 5 第 2 項の規定にかかわらず、100 分の 8.2 とする。	附 則 （市民税の法人税割の税率の特例） 第 5 条の 2 昭和 52 年 2 月 1 日から<u>令和 14 年 1 月 31 日</u>までの間に終了する各事業年度分の法人税割の税率は、第 28 条の 5 第 2 項の規定にかかわらず、100 分の 8.2 とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

本市の厳しい財政事情に対処し、地下鉄建設事業に係る市債の償還及び下水道事業における維持管理に必要な財源の一部に充てることを目的として、市民税の法人税割の税率の特例期間を 5 年間延長するため、本案を提出する。